

技術検証(PoC)契約書(AI)の解説

想定シーン

原則として JPO モデル契約書の想定シーンを踏襲するが、下記 X 社と Y 社について、

【ケース1】 X 社が日本企業、Y 社が中国企業

【ケース2】 X 社が中国企業、Y 社が日本企業

という2つの状況を想定し、中国における技術検証(PoC)を想定したものとする。

これら2つのケースが異なることによって、契約書又はその解説に違いがある場合についてはそれぞれ解説する。

1. X 社は、人体の姿勢推定機能を有する独自開発の学習済みモデル(ベースモデル)を保有している AI スタートアップであり、Y社は、介護施設向けリハビリ機器の製造販売メーカーである。
2. X 社は、秘密保持契約を締結後に Y 社から受領したサンプルデータを用いて検討をしたところ、自社の保有するベースモデルがY社の介護事業における見守りシステムに導入可能であるとの結論に達したので、Y社に対してその旨を根拠と共に説明した。
3. Y 社の開発担当者は、X 社のベースモデルを用いた製品開発を進めたい意向ではあるものの、今期の予算が限られていること、来期の開発予算獲得のために社内の説明資料が必要であることから、まずは技術検証(以下「PoC」という。)を行いたいと X 社に伝えた。
4. X 社と Y 社は、協議の結果、PoC を以下のとおり進めることを合意した。
 - ① Y 社は、X 社に対し、さらなる学習用データを提供する。
 - ② X 社は、自社のベースモデルに同データを用いた学習を行うことで、より高い精度の姿勢推定を行うことができる学習済みモデル(カスタマイズモデル)のプロトタイプの生成作業や同カスタマイズモデルによる推定の精度の検証作業を実施し、検証結果を報告書にまとめて、契約締結から一定期間内にY社に提供する。
 - ③ Y 社は、X 社に対し、上記作業の対価として●万円を支払う。
 - ④ Y 社は、X 社との共同研究開発に移行するかを上記報告書の受領日から 2 か月以内に決定する。

目次

| | |
|---|----|
| 想定シーン | 1 |
| ■ 1 条(目的) | 4 |
| ■ 2 条(定義) | 5 |
| 特許と専利の違い | 6 |
| ■ 3 条(本検証) | 7 |
| ■ 4 条(委託料および費用) | 9 |
| 決済通貨 | 9 |
| ■ 5 条(甲の義務) | 11 |
| ■ 6 条(共同研究開発契約の締結) | 12 |
| ■ 7 条(乙が甲に提供する資料等) | 13 |
| ■ 8 条(対象データの管理) | 14 |
| 本契約終了後の秘密保持期間 | 15 |
| ■ 9 条(秘密情報) | 16 |
| 中国の営業秘密保護関連規定 | 18 |
| ■ 10 条(個人情報の取り扱い) | 20 |
| 中国における個人情報保護・サイバーセキュリティ・データセキュリティの規定 | 20 |
| ■ 11 条(本報告書等の知的財産権) | 23 |
| 技術契約と技術輸出入関係 | 25 |
| 【追加オプション - フィードバック規定】 | 26 |
| ■ 12 条(損害賠償) | 27 |
| 【変更オプション】12 条(違約責任) | 28 |
| ■ 13 条(解除) | 29 |
| 不爭条項と中国の関連規定 | 29 |
| ■ 14 条(期間) | 32 |
| ■ 15 条(存続条項) | 33 |
| ■ 16 条(準拠法および管轄裁判所) | 34 |
| 【変更オプション条項: 仲裁条項例】 | 36 |
| ■ 17 条(協議解決) | 39 |
| ■ その他の追加オプション条項 | 40 |
| 契約言語 | 42 |
| (別紙 1: 本検証) | 44 |
| (別紙 2: 対象データ) | 45 |

■ 前文

X社（以下「甲」という。）とY社（以下「乙」という。）は、甲が保有するAI技術の、乙の介護事業における見守り業務への導入可能性に関する検証（以下「本検証」という。）に関して、本契約を締結する。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 技術検証(PoC)契約は、共同研究開発段階に移行するか否かを検討する前提として、スタートアップの保有している技術の開発可能性・導入可能性などを検証するための契約である。
- ・ 前文では、本モデル契約における検証の対象が、スタートアップが保有するAI技術のスタートアップおよび事業会社が開発対象とする製品またはサービスへの導入可能性であることを明確にしている。

<解説>

- ・ PoC 契約を締結するに当たっては、両当事者が以下に挙げる点を十分に理解することが重要である。
 - ① PoC 契約が将来的な共同研究開発契約の締結を目指したものであること
 - ② 既に秘密保持契約を締結し、相互の情報を開示等し合った上での検証段階であること
 - ③ 検証においては、検証の目的を共有することが重要であり、未だ検証の目的が固まっていない場合は、まずその点を確定してから PoC 契約を締結すること

【コラム】PoC 契約の意義

- ・ PoC は、スタートアップにとって、その技術や製品を他社に採用してもらう可能性を検討するための重要なステップである。
- ・ もっとも、本開発への移行をちらつかされながら、次から次へと無償で PoC を依頼され、にもかかわらず本開発に移行せず、その結果、スタートアップが PoC にかかるコストを回収できないケース(いわゆる「PoC 貧乏」)も散見される。「PoC 貧乏」のために資金が尽きてしまうこともある。
- ・ また、PoC の過程で得られた知見について、相手方に対して譲渡を強要されたり、無断で出願されてしまったりするなどの紛争が生じるケースもある。
- ・ これらのことを未然に防止するための契約が PoC 契約であり、AI 開発の過程においては必須ともいえる契約である。

■ 1 条(目的)

第 1 条 本契約は、甲と乙が将来的に共同研究開発契約を締結することを視野に入れつつ、以下に定める対象技術を対象用途に対して導入・適用することの可否を判断するため（以下「本検証遂行の目的」という。）に行われる技術検証における甲と乙の権利・義務関係を定めるものである。

対象技術：甲が保有する「人体の姿勢推定 AI 技術」（動画・静止画から人物の姿勢をマーカーレスで推定する AI 技術）

対象用途：介護施設における被介護者の見守用高機能カメラシステム（見守りカメラシステム）に利用する学習済みモデルおよび連携システムの甲乙における共同研究開発

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 本検証遂行の目的を定める条項である。
- ・ 秘密情報や対象データ、スタートアップが提出するレポート(本報告書)はこの目的の範囲で利用が制限される(第 8 条第 2 項、第 9 条第 3 項)。想定外の利用を防ぐために、この目的を限定的に定める必要がある。

<解説>

- ・ 対象技術のみで「本検証遂行の目的」を特定した場合、想定している用途以外の用途への技術転用を制限できないことから、対象技術と合わせて対象用途とともに、「本検証遂行の目的」を特定する必要がある。また、対象用途の記載について、例えば、「見守りカメラシステムの開発」とだけ記載した場合、事業会社は、受領した秘密情報等を、自社独自で、あるいは他の AI スタートアップと共同して行う「見守りカメラシステムの開発」に用いることも契約上は「目的内」となるため、スタートアップは事業会社にかかる行為を禁止することはできないこととなる。そのため、対象用途においては「甲乙における共同研究開発」という限定を付すべきである。
- ・ 事業に必須のコア技術が特許等により保護されていない限り、秘密保持契約および PoC 契約が自社の技術・ノウハウを保護する数少ない手段となる。

■ 2 条(定義)

第 2 条 本契約において使用される次に掲げる用語は、各々次に定義する意味を有する。

1 本検証

第 1 条に定める甲の技術の導入・適用に関する技術検証をいい、具体的な作業内容は別紙 1 で定める。

2 対象データ

本検証に用いられる別紙 2 記載のデータをいう。

3 本報告書

甲が乙に提供する、本検証に関する報告書をいう。

4 知的財産

発明、考案、意匠、著作物その他の人間の創造的活動により生み出されるもの（発見または解明がされた自然の法則または現象であって、産業上の利用可能性のあるものを含む。）および営業秘密その他の事業活動に有用な技術上または営業上の情報をいう。

5 知的財産権

特許権、実用新案権、意匠権、著作権その他の知的財産に関して法令により定められた権利（特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利を含む。）をいう。

6 個人情報等

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）（以下「個人情報保護法」という。）に定める個人情報（同法 2 条 1 項）、個人データ（同法 2 条 6 項）および匿名加工情報（同法 2 条 9 項）をいう。

7 書面等

書面および甲乙が書面に代わるものとして別途合意した電磁的な方法をいう。

<JPO モデル契約書との相違点>

①条文について

- 追記・変更なし。

②ポイント・解説について

- 特許と専利の違いの解説について追加している。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約で使用する各用語の定義を定める条項である。
- ・ 本検証および対象データの具体的な内容については、別紙により特定することとした。

<解説>

- ・ 「本報告書」は、本検証の成果物であり、具体的には検証結果を記載したレポートを想定している。
- ・ 本モデル契約のタイトルは「技術検証 (PoC) 契約[書]」となっているが、その実質は別紙に特定された本検証を行い、本報告書を作成することを業務とする業務委託契約(準委任契約)である。従って、本検証および本報告書の内容を一定程度詳細に特定しておかないと、後々トラブル(いつまで経っても検証がまだ終わっていないとして追加の作業や報告が発生するなど)が生じる可能性がある。そのため、別紙において、検証の作業体制・作業内容・スケジュールを含め、ある程度の詳細事項を特定する必要がある。たとえば、対象データのアノテーション作業は通常はスタートアップが行うことになるため、その点についても別紙に記載したうえでスタートアップの工数として委託料を算定することが望ましい。
- ・ また、その前提として、事業会社がスタートアップに提供する「対象データ」の内容(データ提供者、データの項目・量、提供形式)についても、別紙にて具体的に特定しておく必要がある。
- ・ さらに、対象データの質や量は PoC の精度に大きな影響を及ぼす。対象データは、もっぱら事業会社が収集した生データであり、その内容・量・形式については千差万別である。秘密保持契約段階で少量の対象データについてはスタートアップにおいて確認済みであろうが、PoC 段階になって相当量の対象データとの提供を受けてみたところ、使い物になる質・量のデータがないということも十分にありえる。したがって、まずスタートアップとしては対象データの質が PoC の精度に大きな影響を与えることを十分に事業会社に説明しておく必要がある。また契約上の手当として、第 3 条第 9 項において、対象データの内容に誤り(別紙 2 所定のデータの項目や量を充足しない場合を含む。)があったり、提供が遅延したために、本検証の遅延や本報告書に不適合等が生じた場合にスタートアップが責任を負わない旨を定めている。
- ・ 上記条項案では、「知的財産権」の定義として、「営業秘密およびノウハウを利用する権利」を含めていない。これは、AI の場合には特許化してそのアルゴリズムをオープンにするのではなくノウハウとして秘匿することが多いところ、PoC 後に締結する共同研究開発契約において、「知的財産権」について本モデル契約(PoC 契約)と同じ定義を用いた上で、同「知的財産権」について事業会社に移転する旨の条項が入ると、スタートアップのノウハウおよび営業秘密を利用する権利までもが事業会社に移転すると解釈されるおそれがあるためである。
- ・ 本モデル契約書上、重要な通知等は書面等の記録に残る形で行うことを要求している(例えば、第 3 条第 4 項所定の本報告書に対する異議など)。しかし、契約締結自体をも電子的に行われつつある今般、重要な通知等といえども、それに厳格な書面性を要求することは必ずしも適当でない。そこで、かかる通知等は書面の他、当事者間で別途合意した電子的な方法で行うことも可能としている。具体的には電子メール等を想定している。

特許と専利の違い

- 日本語の「特許・実用新案・意匠」に対応する中国語は「発明専利・実用新型専利・外観設計専利」であり、「専利」は「特許」に対応する語ではない。契約書の日本語版・中国語版においてこの点を明確にしているか否かに注意すべきである。

■ 3 条(本検証)

- 第 3 条 乙は、甲に対し、本検証の実施を依頼し、甲はこれを引き受ける。
- 2 乙は、甲に対し、対象データを本契約締結後●日以内に提供する。甲は、受領したデータを確認した上で、乙に対しその旨を速やかに通知する。
 - 3 甲は、前項の通知が乙に到達した後●日以内に、乙に対し、本報告書を提供する。
 - 4 本報告書の提出後、乙が、甲に対し、本報告書を確認した旨を通知した時または乙が具体的な理由を明示して書面等で異議を述べることなく 1 週間が経過した時に、乙による本報告書の確認が完了したものみなす。本報告書の確認が完了した時点をもって、甲による本検証にかかる義務の履行は完了する。
 - 5 乙は、甲に対し、本報告書提出後 1 週間が経過するまでの間に前項の異議を述べた場合に限り、本報告書の修正を求めることができる。
 - 6 前項に基づき、乙が本報告書の修正を求めた場合、甲は、速やかにこれを修正した本報告書を改めて提出し、乙は、再度それを確認する。再確認については、本条第 4 項および第 5 項を準用する。
 - 7 乙は、甲に対し、対象データを甲に提供することについて、正当な権限があることおよびかかる提供が法令に違反するものではないことを保証する。
 - 8 乙は、対象データの正確性、完全性、有効性、有用性および安全性等について保証しない。ただし、本契約に別段の定めがある場合はその限りでない。
 - 9 乙が甲に対し提供を行った対象データの内容に誤り（別紙 2 所定のデータの項目や量を充足しない場合を含む。以下同じ。）があった場合またはかかる提供を遅延した場合、甲は、これらの誤りまたは遅延によって生じた本検証の遅延または本報告書の不適合等の結果について責任を負わない。
 - 10 甲は、対象データの正確性、完全性、有効性、有用性および安全性等について、確認・検証の義務その他の責任を負うものではない。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ スタートアップが担当する業務が本検証であることを定めている。
- ・ 本モデル契約で想定している検証（本検証）は、事業会社が提供するデータを用いて対象技術の導入・適用による開発の可否や妥当性の評価を行うことである。

- ・ 本検証は、一定の成果物の完成を目的としたもの（請負型）ではなく、検証のための業務の実施を目的としたもの（準委任型）である。

<解説>

- ・ 事業会社から対象データの提供を受けない限り、当然、スタートアップにおいて検証業務を開始することはできない。しかし、実際に PoC を推進するにあたっては、事業会社においてデータ提供の準備が整っていないことも多く、その結果、スタートアップが事業会社からデータの提供を受けられず検証作業に着手できないということが度々発生する。そこで、本モデル契約では、事業会社からのデータ提供期限を第 2 項において明記するとともに、第 3 項において、事業会社のデータ提供期限とスタートアップの報告書の提出期限をリンクさせている。
- ・ また、本報告書の提供後、いつまでも本検証の追加作業を依頼されるというトラブルを防ぐために報告書の確認（本検証の完了）の期限を定める規定（第 4 項）を設けることがポイントとなる。
- ・ 確認の期限は、本報告書の内容が必要な内容を満たしているかを確認するための期間である。適切な期間は本検証の内容によっても異なるが、通常は 1 週間程度が妥当と考えられる（第 5 項）。
- ・ 事業会社が提供する対象データの内容をスタートアップは契約締結時には把握していないため、前述のように、検証が始まって実際に対象データの提供を受けてみたところ、検証に利用できるだけの質・量のデータが存在しなかったことがある。また、対象データが事業会社において迅速にスタートアップに提供できる体制で管理されていないため、対象データの提供が大幅に遅延することも時にみられる。そのような場合に、検証が遅延し、あるいは検証内容に不備が生じたとしてもスタートアップにその責任を負わせるのは不合理である。そこで、本条では、対象データの内容に誤り（別紙 2 所定のデータの項目や量を充足しない場合を含む。）があったり、提供が遅延したために、本検証の遅延や本報告書に不適合等が生じた場合にスタートアップが責任を負わない旨を定めている（第 9 項）。
- ・ なお、PoC 段階であるにもかかわらず、事業会社での検証のために必要である等の理由で PoC においてスタートアップが生成した学習済みモデルのプロトタイプのスソースコードの引き渡しを事業会社が要請することがある。しかし、前文の解説にも記載したとおり、PoC の目的は、共同研究開発段階に移行するか否かを判断する前提として、スタートアップの保有している技術の開発可能性・導入可能性などを検証することにある。したがって、PoC 契約において、学習済みモデルのスソースコードを、仮に検証目的だとしても引き渡し対象とすることは PoC 契約の目的を超えるものであり不合理である。次段階への移行の可否については、検証結果の報告書のみで判断可能なのであって、仮に報告書だけでは判断できないのであれば、それは報告書に盛り込むべき項目に不足があったということの意味しているに過ぎない。さらに、PoC 段階においてスソースコードを引き渡すということは、当該スソースコードの流出や他目的での利用等、スタートアップにとって致命的な事態を招くリスクが大きい。したがって、スタートアップとしては、PoC 段階において学習済みモデルのスソースコードを引き渡すことは名目の如何を問わず避けることが望ましい。

■ 4 条(委託料および費用)

第 4 条 本検証の委託料は●万円（税別）とし、以下のとおり分割し、甲が指定する金融機関の口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。

- ① 本契約締結後 10 日以内
●万円（税別）
- ② 本報告書の乙による確認の完了日から 1 ヶ月以内
●万円（税別）

<JPO モデル契約書との相違点>

① 条文について

- 追記・変更なし。

② 解説について

- ケース1の場合、決済通貨の選択肢を追記する。

<ポイント>

- ・ 本モデル契約における業務の対価としての委託料の金額、支払時期および支払方法を定める条項である。
- ・ 委託料については、本条のように固定金額とする他に、人月単位または工数単位に基づく算定方法のみ規定し、毎月の委託料を算定する方法とすること等が考えられる。

<解説>

- ・ 委託料の支払方法としては、①一定の時期に一括して支払う方式、②着手時および本報告書の確認完了時等に分割して支払う方式、③一定の業務時間に達するごとに当該業務時間分の対価を支払う方式等様々な方式がある。
- ・ 本モデル契約では②の方式を採用している。

決済通貨

- 本契約は日中企業間の契約で、日本円で委託料を決算することを約定したが、ケース1の場合、中国企業である乙は甲に委託料を支払う際に、中国の人民元を日本円に換算する必要があるため、ケース1の場合、中国人民元で決算することを約定することも考えられる。日本円で決算する場合、当日の為替レートなどで決算することを約定することもある。

【4条:変更オプション – 共同研究開発契約を締結した場合に委託料を一部免除】

第4条 本検証の委託料は●万円（税別）とし、以下のとおり分割し、甲が指定する金融機関の口座に振込送金する方法により支払う。振込手数料は乙の負担とする。但し、③については、本報告書の乙による確認の完了日から4か月以内に共同研究開発契約が締結された場合は免除されるものとする。

- ① 本契約締結後10日以内
●万円（税別）
- ② 本報告書の乙による確認の完了日から1ヶ月以内
●万円（税別）
- ③ 本報告書の乙による確認の完了日から5ヶ月以内
●万円（税別）

<JPOモデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<解説>

- ・ 事業会社としては、PoC段階をあくまで共同研究開発段階の前段階と認識しているため、委託料を低額に抑えるという判断になることも多い。
- ・ スタートアップとしては、共同研究開発に進めるのであれば、PoC段階では低額な委託料に甘んじるという方針もあり得る。
- ・ そこで、これらの思惑の調整規定として、共同研究開発契約が締結された場合とされなかった場合で支払われるべきPoC費用に差を設けることが考えられる。同契約が締結された場合には費用を一部免除するという構成と、同契約が締結されなかった場合に限り追加の費用を支払うという構成が考えられるところ、本変更オプションは前者を採用したものである。
- ・ 本モデル契約第6条第2項では、事業会社は、本報告書の確認の完了日から2か月以内に、スタートアップに対して共同研究開発に進むか否かの検討結果を通知することとしている。本変更オプションでは、当該通知がなされてから実際に共同研究開発契約が締結されるまでの時間(契約交渉の時間)を2か月と想定し、本報告書の事業会社による確認の完了日から4か月(2か月+2か月)以内に同契約が締結された場合に費用の一部(③の費用)を免除することとしている。

■ 5 条(甲の義務)

第 5 条 甲は、善良なる管理者の注意をもって本検証を遂行する義務を負う。ただし、前条第 1 号に定める委託料の支払を受けるまでは、甲は本検証に着手する義務を負わず、また本契約を遂行しなかったことによる責めを負わない。

2 甲は、本検証に基づく何らかの成果の達成や特定の結果等を保証するものではない。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 本検証を履行するに際してのスタートアップの法的義務および結果に対する非保証を定めた条項である。

<解説>

- ・ PoC 契約の法的性質は準委任契約であることから、スタートアップが善管注意義務を負うことを確認するとともに(第1項)、スタートアップが何らかの成果の達成義務を負うものではないことも明確にしている(第3項)。
- ・ また、AI技術の性質上、目指している結果が出ない場合、その原因が提供されたデータにあるのか、AI技術のアルゴリズムや学習方法等にあるのか不明確なことも多いことに鑑み、スタートアップの義務として特定の結果の保証も行わないことも明確にしている。

■ 6 条(共同研究開発契約の締結)

第 6 条 甲および乙は、本検証が対象技術を対象用途に対して導入・適用することの可否の判断を目的とするものであることに鑑み、その実効性が確認された場合には、共同研究開発への移行の決定に向けて速やかに協議を開始する。

2 乙は、本報告書の確認の完了日から 2 ヶ月以内に、甲に対して共同研究開発に進むか否かの検討結果を通知する。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 共同研究開発契約への移行についての規定である。

<解説>

- ・ PoC は、共同研究開発への移行のための実証段階という性質を有していることから、当事者に共同研究開発契約締結に向けた協議義務(努力義務)を課している。
- ・ また、PoC 後に次のステップに進むかどうか未確定なままで時間が経過することを避けるため、事業会社に対し一定期間内に共同研究開発契約を締結するか否かの通知義務を課している。

■ 7条(乙が甲に提供する資料等)

第7条 乙は、甲に対し、本検証に合理的に必要なものとして甲が要求し、乙が合意した資料、機器および設備等（以下「資料等」という。）の提供、開示および貸与等（以下「提供等」という。）を行う。

2 第3条第7項ないし第10項の規定を、乙が甲に対し資料等を提供等することについて準用する。

<JPOモデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 本検証に際して、事業会社による資料等の提供および提供された資料等に起因する責任について取り決めた規定である。対象データの提供にかかる規定と同様の規定となることから、該当する条項を準用している。

■ 8 条(対象データの管理)

- 第 8 条 甲は、対象データを、善良な管理者の注意をもって管理、保管し、乙の事前の書面等による承諾を得ずに、第三者に開示、提供または漏えいしてはならない。
- 2 甲は、対象データについて、事前に乙から書面等による承諾を得ずに、本検証遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本検証遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できる。
- 3 甲は、対象データを、本検証遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき甲が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員および従業員に退職後も含め課さなければならない。
- 4 甲は、対象データのうち、法令の定めに基づき開示等すべき情報を、可能な限り事前に乙に通知した上で、当該法令の定めに基づく開示先に対し開示等することができる。
- 5 本検証の完了後、乙が甲に対し、第 6 条に基づき、共同研究開発契約を締結しない旨を通知した場合または乙の指示があった場合、甲は、乙の指示に従って、対象データ（複製物および同一性を有する改変物を含む。）が記録された媒体を破棄もしくは乙に返還し、かつ、甲が管理する一切の電磁的記録媒体から削除する。なお、乙は甲に対し、対象データの破棄または削除について証明する文書の提出を求めることができる。
- 6 甲は、本契約に別段の定めがある場合を除き、乙による対象データの提供は、乙の知的財産権を譲渡、移転、利用許諾するものでないことを確認する。
- 7 本条の規定は、前項を除き、本契約が終了した日より 3 年間有効に存続する。

<JPO モデル契約書との相違点>

①条文について

- 追記・変更なし。

②解説について

- 契約終了後の本条項の存続期間に関する解説を追記する。

<ポイント>

- ・ 本検証に際して、事業会社がスタートアップに提供した対象データの管理等について定めた規定である。

<解説>

- ・ 本検証のために事業会社からスタートアップに提供された対象データについては、一般的な秘密情報とは異なる別途の考慮が必要となる場合が多いと考えられるため、一般的な秘密情報に関する規定(第9条)と異なる規定を本条で設けている。
- ・ 本条の対象は「対象データおよび資料等」ではなく「対象データ」のみであり、対象データに含まれない「資料等」については、秘密情報の取扱いを定める第9条での保護対象となる。
- ・ 本モデル契約が想定する PoC 段階では、検証目的で一定の対象データを受領する場合を前提としているため、利用契約と異なり対象データの目的外利用を認める規定は設けていない。本条は、存続条項があるため(第7項)、本モデル契約の終了後も3年間効力を有する。ただし、第7項に、「前項を除き」と規定されていることから、第6項の規定については、原則(第15条)に戻り、期間の定めなく効力を有することになる。

本契約終了後の秘密保持期間

- 契約期間のみならず、契約期間終了後に、どの程度の期間秘密保持義務を負担するかについても注意が必要である。契約期間が3か月など短く設定されていても、残存条項により10年など契約終了後も長期間に亘って秘密保持義務を負うケースもある。
- 残存条項の期間は厳しい交渉が行われる項目のひとつである。期間は2~3年とすることが多いが、ビジネスおよび開示等される情報の性質(対象となる秘密情報等が陳腐化する期間はどの程度かなど)により調整が必要である。本契約においては、残存期間を3年間としているが、関係情報が公知情報になるまで秘密保持義務を有すると約定することも考えられる。そのような約定は、情報開示方にとって有利である。

■ 9 条(秘密情報)

第9条 甲および乙は、本検証遂行の目的のため、文書、口頭、電磁的記録媒体その他開示等の方法ならびに媒体を問わず、また、本契約の締結前後にかかわらず、甲または乙が相手方（以下「受領者」という。）に開示等した一切の情報（本報告書に記載された情報を含み、対象データを除く。以下「秘密情報」という。）を秘密として保持し、秘密情報を開示等した者（以下「開示者」という。）の事前の書面等による承諾を得ずに、第三者に開示または漏洩してはならない。

2 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については、秘密情報に該当しない。

- ① 開示者から開示等された時点で既に公知となっていたもの
- ② 開示者から開示等された後で、受領者の帰責事由によらずに公知となったもの
- ③ 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに適法に開示等されたもの
- ④ 開示者から開示等された時点で、既に適法に保有していたもの
- ⑤ 開示者から開示等された情報を使用することなく独自に取得または創出したもの

3 受領者は、秘密情報について、事前に開示者から書面等による承諾を得ずに、本検証遂行の目的以外の目的で使用、複製および改変してはならず、本検証遂行の目的に合理的に必要となる範囲でのみ、使用、複製および改変できる。

4 受領者は、秘密情報を、本検証遂行のために知る必要のある自己の役員および従業員（以下「役員等」という。）に限り開示等するものとし、この場合、本条に基づき受領者が負担する義務と同等の義務を、開示等を受けた当該役員等に退職後も含め課す。

5 本条第1項、同条第3項および第4項の定めにかかわらず、受領者は、次の各号に定める場合、可能な限り事前に開示者に通知した上で、当該秘密情報を開示等することができる。

- ① 法令の定めに基づき開示等すべき場合
- ② 裁判所の命令、監督官公庁またはその他法令・規則の定めに基づく開示等の要求がある場合
- ③ 受領者が、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、秘密保持義務を法律上負担する者に相談する必要がある場合

- 6 本条第1項、同条第3項および第4項の定めにかかわらず、甲および乙は、相手方の事前の承諾なく、以下の事実を第三者に公表することができる。
甲乙間で、本検証が開始された事実
- 7 本検証が完了した場合、本契約が終了した場合または開示者の指示があった場合のいずれかに該当する場合、受領者は、開示者の指示に従って、秘密情報（その複製物および同一性を有する改変物を含む。）が記録された媒体、ならびに、未使用の素材、機器およびその他有体物を破棄もしくは開示者に返還し、かつ、受領者が管理する一切の電磁的記録媒体から削除する。なお、開示者は受領者に対し、秘密情報の破棄または削除について証明する文書の提出を求めることができる。
- 8 受領者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、秘密情報により、開示者の知的財産権を譲渡、移転または利用許諾するものでないことを確認する。
- 9 本条は、秘密情報に関する甲乙間の合意の完全なる唯一の表明であり、秘密情報に関する甲乙間の書面等または口頭による提案およびその他の連絡事項の全てに取って代わる。
- 10 本条の規定は、第8項を除き、本契約が終了した日より3年間有効に存続する。

<JPO モデル契約書との相違点>

①条文について

- 追記・変更なし。

②解説について

- 中国営業秘密管理の関連参照サイト情報などを追記する。
- 契約終了後の本条項の存続期間に関して、第8条の解説を参照。

<ポイント>

- ・ 相手から提供を受けた秘密情報の管理方法に関する条項である。

<解説>

秘密情報の定義

- ・ 秘密情報の定義については、当事者間でやりとりされる情報を包括的に対象とする場合と、個別に秘密である旨の特定を要求する場合があるが、簡易迅速に行うことが多い PoC 段階において、秘密である旨の特定を忘れることによるリスクを避けるため、秘密保持契約における秘密情報の定義と異なり前者の規定を原則とした。なお、対象データについてはその管理方法について第8条で定めているため秘密情報の定義から除外している。
- ・ 他方で、秘密情報を「一切の情報」と包括的に定義すると、範囲が広過ぎるとして有効性が争われ、逆に保護の範囲が狭まってしまう（秘密情報とは保護に値する情報を意味すると限定解釈

される)リスクが発生する。このリスクを排除するためには、秘密を指定する条文を採用すればよい。

- ・ なお、秘密を指定する条文オプションとその背景となる秘密情報の範囲に関する考え方については、モデル契約(新素材)の「秘密保持契約」に詳細に解説しているため、そちらを参考にされたい。

【コラム】秘密情報管理の詳細については以下も参照されたい。

- 秘密情報の保護ハンドブックの手引き
 - ◇ https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/170607_hb_tebiki.pdf
- 秘密情報の保護ハンドブック
 - ◇ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>
- 知財を使った企業連携 4 つのポイント
 - ◇ <https://ipbase.go.jp/public/point.pdf>

中国の営業秘密保護関連規定

- 中国の営業秘密保護に関する法律規定は日本の法律規定と概ね同じであり、秘密情報管理の詳細は上記のサイト内容を参照すればよい。その他、中国の秘密情報管理や営業秘密保護に関する規定について、下記のサイトもご参照いただきたい。

JETRO 中国における営業秘密管理マニュアル (2020 年 3 月)

- ◇ <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/besshireiwa.pdf>

技術検証が開始された事実の公表

- ・ スタートアップにとって重要な条項となるのが本条第 6 項である。スタートアップにとって、自社技術が事業会社への導入の技術検証(PoC)の段階まで進んだとの事実は、投資家やユーザーに対する効果的な PR 材料になる場合が多く、スタートアップがかかる事実の公表を望むケースが多い。
- ・ しかし、本条第 6 項のような規定が入っていない場合、秘密情報の定義の内容によっては、かかる事実の第三者への公表が秘密保持義務違反を構成するか否かが曖昧なケースも存在し、スタートアップが公表に踏み切れないケースや、事業会社に事前に許可を求めるも社内決裁を得るのに時間がかかり発表すべきタイミングに発表できないケースも散見される。
- ・ そこで、本モデル契約においては、スタートアップ-事業会社間で本検証が開始された事実は公表しても問題ないと合意できたと想定し、公表を積極的に許可する規定を設けることで、かかる弊害を回避することとした。

秘密保持契約と PoC 契約内の秘密保持条項の関係

- ・ 秘密保持契約に引き続いて PoC 契約を締結する場合、秘密保持契約と PoC 契約内の秘密保持条項の関係が問題となる。

- ・ PoC 契約において秘密保持条項を設けず、前者が引き続き適用されたとすることもあるが、本モデル契約においては、秘密保持契約の締結時点よりも、秘密情報の対象について具体的な情報整理が進んでいると想定し、本モデル契約内の秘密保持条項が、すでに締結されている秘密保持契約を上書きすることを第 9 項で明記している。

この点について、すでに締結した秘密保持契約の内容を本モデル契約で上書きすることで齟齬が生じないか、十分に注意して規定する必要がある。

PoC 段階における秘密保持条項の必要性

- ・ PoC 段階など、相手方から提供を受けた秘密情報と並んで、検証結果などの成果物情報が存在する場合、これらの成果物情報(いわゆるフォアグラウンド情報)も秘密保持の対象とする必要がある。すでに秘密保持契約を締結している場合も多いと思われるが、秘密保持契約のみでは秘密情報の定義上、フォアグラウンド情報が含まれるかどうか曖昧なケースが多いため、別途 PoC 契約で秘密保持契約条項を設ける必要がある。

■ 10 条(個人情報の取り扱い)

第 10 条 本検証遂行に際して、乙が個人情報等を含んだ対象データを甲に提供する場合には、**日本および中国の個人情報保護法**に定められている手続を履践していることを保証するものとする。

2 乙は、本共同開発の遂行に際して、個人情報等を含んだ対象データを甲に提供する場合には、事前にその旨を明示する。

3 甲は、第 1 項に従って個人情報等が提供される場合には、**日本および中国の個人情報保護法**を遵守し、個人情報等の管理に必要な措置を講ずるものとする。

<JPO モデル契約書との相違点>

① 条文について

- 第1項及び第3項に、個人情報保護法に「日本および中国の」の条件を追加している。

② 解説について

- 関連個人情報の取り扱いについて、中国個人情報保護法にも従う必要性を追加している。

<ポイント>

- ・ 対象データおよび資料等に個人情報等が含まれる場合に関する規定である。

<解説>

- ・ システムの構想段階から個人情報保護のための方策を作り込むことを、プライバシー・バイ・デザイン(Privacy by Design:PbD)といい、事後のプライバシー侵害のリスクを低減する効果的な手段とされる。この考え方に従い、PoC を設計する時点で、どのようなデータが提供され得るのかを検討し、それに応じた法令上の具体的な義務を履践すべきことを条項化して義務付けることが望ましい。

中国における個人情報保護・サイバーセキュリティ・データセキュリティの規定

- ケース1の場合、中国企業である乙は日本企業である甲に個人情報を含むデータを提供することに該当する場合、中国の関連法律に遵守しなければならない。「中華人民共和国個人情報保護法」が 2021 年 11 月 1 日より発効する。個人情報の定義や国外への提供などについて規定されている。第 4 条の定めによれば、個人情報とは、電子または他の方法で記録された識別されたまたは識別可能な自然人に関する各種情報をいい、匿名化処理後の情報を含まない。また、外国に提供する場合、所定手続きが必要であり、かつ個人からの同意を取得する必要がある。関係条項を下記のとおり参照いただきたい。

- 「中華人民共和国個人情報保護法」以外、2017年6月1日より発効した「ネットワーク安全法(サイバーセキュリティ法)」および2021年9月1日より発効した「データ安全法」もある。この二つ法律には、重要データ処理の安全審査、越境安全管理方法などを規定しているが、詳細の実施指南などがまだ発行されていない。「個人情報越境安全評価弁法」、「ネットワーク安全レベル保護条例」、「データ越境安全評価指南」などの規定は制定されているが、まだ意見募集中である。関連立法の進展をご留意いただきたい。

(参考)JETRO「中国におけるサイバーセキュリティ、データセキュリティおよび個人情報保護の法規制にかかわる対策マニュアル」(2021年11月)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/0c080037fe572f0d/202111.pdf

参照:「中華人民共和国個人情報保護法」

第3条 中華人民共和国国内で自然人個人情報を処理する活動は、本法を適用する。

中華人民共和国の国外で中華人民共和国国内の自然人個人情報を処理する活動には、以下のいずれかに該当する場合、本法も適用される。

- (一)国内の自然人に製品またはサービスを提供することを目的とする。
- (二)国内の自然人の行為を分析し、評価する。
- (三)法律、行政法規に規定されたその他の状況。

第38条 個人情報処理者は業務等の必要により、中華人民共和国国外に個人情報を提供する必要がある場合、下記の条件のいずれかを備えなければならない。

- (一)本法第40条の規定に基づき、国家ネット情報部門の組織した安全評価に合格する。
- (二)国家ネット情報部門の規定に基づき、専門機関を通じて個人情報保護認証を行う。
- (三)国家ネット情報部門が制定した標準契約に従い、国外の受領者と契約を結び、双方の権利と義務を約定する。
- (四)法律、行政法規又は国家ネット情報部門が規定するその他の条件。

中華人民共和国が締結又は参加する国際条約、協定は、中華人民共和国の国外に個人情報を提供する条件等について定めがある場合、その定めに従い執行することができる。

個人情報処理者が、国外の受領者が個人情報を処理する活動が、本法で定められた個人情報保護の基準に達することを保障するために、必要な措置を講じなければならない。

第39条 個人情報処理者が中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合、国外の受領者の名称または氏名、連絡先、処理目的、処理方式、個人情報の種類及び個人が国外の受領者に本法で規定する権利の行使方法と手順などの事項を個人に告知し、個人の同意を取得しなければならない。

■ 11 条(本報告書等の知的財産権)

第 11 条 本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権（著作権法 27 条および 28 条の権利を含む。）は、乙または第三者が従前から保有しているものを除き、甲に帰属するものとする。

2 甲は、乙に対し、本検証遂行の目的に必要な範囲に限り、乙自身が本報告書を使用、複製および改変することを許諾する。

3 乙は、自らの負担と責任により、本報告書の使用、複製および改変、ならびに当該複製等により作成された複製物等の使用等を行う。甲は、乙に対し、本契約で別段の定めがある場合または甲の責に帰すべき事由がある場合を除いて、乙による本報告書の使用等により乙に生じた損害を賠償する責任を負わない。

4 甲は、乙に対し、本契約に従った本報告書の利用について、著作者人格権を行使しない。

<JPO モデル契約書との相違点>

①条文について

- 追記・変更なし。

②解説について

- 中国のスタートアップにとっての知財権保有の重要性を追記する。
- 技術契約と技術輸出入関係の留意点を追記する。

<ポイント>

- ・ 本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権の取扱いおよび利用条件について取り決めている。

<解説>

本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権の帰属

- ・ 本報告書であるレポートや、その他本検証の過程で生じる知的財産権の取扱いについては、スタートアップ・事業会社間で争いが生じることがあるので、契約において規定しておくことが重要である。
- ・ 本モデル契約では本検証の作業主体がスタートアップであること、検証段階においては、報告書を利用できれば導入可否の検討という目的を達成できると考えられることから、本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権はすべてスタートアップに帰属することと規定している。

- 中国では、ハイテク企業、テック・スタートアップ企業に対し、税金、奨励金などの優遇措置がある。ハイテク企業、テック・スタートアップ企業を認定する際に、企業の知財権保有状況、特に特許の保有状況を考慮する。よって、事業会社と比較して、知財権の保有はスタートアップにとってより重要である。

- ・ なお、報告書の著作権について、スタートアップから事業会社に移転するよう求める事業会社が散見されるが、そのような要求をされるとスタートアップとしては、報告書の記載内容をなるべく簡略化しようというインセンティブが発生することになり、事業会社にとってのデメリットが大きい。また報告書の著作権を移転させることは、同報告書の記載について著作権法上の利用行為（複製等）ができるということの意味するに過ぎないが、事業会社から見た場合、上記のような報告書内容の簡略化というデメリットを甘受してもなお、著作権の移転を受ける必要があるか疑問がある。したがって、報告書の著作権については、むしろ事業会社の利益のためにも、スタートアップに留保する扱いとすべきである。
- ・ 本報告書の利用が第三者の知的財産権を侵害しないことの保証を求められる場合もあるが、PoC 段階では最終的に完成させるべき成果物が定まっていないため、第三者の知的財産権の侵害の有無を判断する前提となる事実関係が固まっておらず、侵害の有無の確認が困難であること等を踏まえ、本モデル契約では保証条項は設けないこととした。

技術検証段階におけるスタートアップと事業会社の関係性

- ・ 事業会社としては、委託料を払っている以上、本報告書を含むすべての知的財産権は事業会社に帰属すべきと考えるかもしれない。しかしながら、PoC 契約における委託料は、原則としてスタートアップの検証作業に対する対価であり、検証作業にて発生した知的財産権の譲渡を受けるためには、別途それに見合う対価をスタートアップに支払う必要がある。
- ・ 事業会社は、オープンイノベーションを通じて自社の事業を加速させるという観点から、スタートアップとの間で適切な知的財産権の分配を行うことの重要性を意識した上で、PoC 段階において最も重要なのは共同研究開発の実現に向けた報告書の内容であり、その知的財産権の帰属ではないことを認識されたい。

技術契約と技術輸出入関係

- 中国技術輸出入管理条例第2条によれば、技術サービスなどの方式で技術移転する行為も技術輸出入に該当する。本契約の場合、契約の両当事者は中国企業と日本企業であり、乙は甲に費用を支払い、検証を委託することで、甲は乙に技術サービスを提供すると考えるが、知財権の帰属からみれば、元々乙が保有する権利は依然として乙の保有となり、甲が検証して生じた知財権は甲に帰属するので、技術移転が特にないと考える。よって、本件契約は技術契約に該当するが、技術輸出入に該当しないと考える。中国「技術輸出入管理条例」に基づき、関係届け出手続きも特に必要ではない。
- なお、ケース2の場合、甲は中国企業で、日本企業である乙に検証サービスを提供し、委託料の収入を貰う。前述のように、本契約は技術契約に該当すると考え、中国企業の所在地の商務部門に技術契約の認定登録手続きを実施することができる。技術契約として認定登録されたら、技術の収入につき、税金の優遇措置を求めることができる。

【追加オプション – フィードバック規定】

本検証遂行の過程で、乙が甲に対し、本検証に関して何らかの提案や助言を行った場合、甲はそれを無償で、甲の今後のサービスの改善のために利用することができる。当該提案や助言が秘密情報に該当する場合、乙は甲による当該利用について、本契約の締結をもって本契約 9 条 3 項に定める承諾をおこなうものとする。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<解説>

- ・ 本検証において、事業会社からスタートアップに対し提案や助言（フィードバック）が行われることも多いが、フィードバックの利用条件に関して後にトラブルが発生しないようにするため、これらの利用についてオプション条項のように規定しておくことも考えられる。
- ・ オプション条項ではフィードバック規定の対象を「何らかの提案や助言」とし、それらを利用できる目的の範囲を「甲の今後のサービスの改善のため」と、いずれも広く定義しているが、いずれも、スタートアップと事業会社間の交渉により、対象をより詳細に、あるいは利用目的の範囲を狭く定義することも考えられる。
- ・ なおフィードバック規定の対象である「何らかの提案や助言」が、第 9 条における「秘密情報」に該当することもあり得ると思われる。そのため、それらの提案や助言の、利用目的の範囲における利用が秘密情報の目的外利用の禁止（第 9 条第 3 項）における承諾対象であることを明記した。もっとも、承諾の対象となっているのは目的外利用の禁止（第 9 条第 3 項）のみであるため、第三者開示の禁止（第 9 条第 1 項）はそのまま適用され、仮に本オプション条項を締結したとしても、スタートアップは事業会社から提供された「何らかの提案や助言」を第三者に開示することはできない。
- ・ また、「何らかの提案や助言」について事業会社が何らかの知的財産権（特許権等）を保有していることがありうる。その場合、当該提案や助言の利用は当該知的財産権の実施に該当することがありうるが、その点については、本オプション条項が第 9 条第 8 項に規定する「別段の定め」に該当することによって許容されることとなる。

■ 12 条(損害賠償)

第 12 条 乙は、甲の責めに帰すべき事由により損害を被った場合、甲に対して損害賠償を請求することができる。ただし、甲が乙に対して本契約に関して負担する損害賠償責任の範囲は債務不履行責任、知的財産権の侵害、不当利得、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず、乙に現実発生した直接かつ通常損害に限られ、逸失利益を含む特別損害は、甲の予見または予見可能性の如何を問わず甲は責任を負わない。

2 前項に基づき甲が乙に対して損害賠償責任を負う場合であっても、本契約の委託料を上限とする。

3 前 2 項は、甲に故意または重大な過失がある場合は適用されない。

<JPO モデル契約書との相違点>

① 条文について

- 追記・変更なし。

② 解説について

- 変更オプションを追記している。

<ポイント>

- ・ 契約の履行に関して契約違反が生じた場合の違反行為の停止等および損害賠償責任に関する条項である。

<解説>

- ・ 損害賠償責任の範囲・金額・請求期間については、本検証の内容やコストの負担、委託料の額等を考慮してスタートアップ・事業会社の合意によりあらかじめ定めるケースもあるが、本条では具体的な損害賠償額は定めず、その上限のみ定めた。
- ・ 本モデル契約では、スタートアップの損害賠償責任の範囲について、何を請求原因とするのかにかかわらず、損害賠償額の上限は本モデル契約(本検証)の委託料を限度とすることを定めている。
- ・ 但し、故意・重過失の場合には、上限規定は適用されないものとしている。損害発生の原因が故意による場合には、免責・責任制限に関する条項は無効になると解釈されるおそれがあり、故意に準ずる重過失の場合(例えば、重大な情報の漏洩等)にも同様に無効とするのが有力な考え方であることから、このような規定を設けた。

【変更オプション】12 条(違約責任)

第 12 条 甲および乙は、本契約の履行に関し、相手方が契約上の義務に違反したまたは違反するおそれがある場合、相手方に対し、当該違反行為の差止めまたは予防および原状回復の請求とともに**金額の違約金を支払わなければならない。上記の違約金が、本契約の違反による相手に齎す損失を補填するに足りない場合、不足部分について、被害者側は相手方に損害賠償を追及する権利がある。

<ポイント>

- 本条は、本モデル契約の履行に関しての違約責任について規定している。

<解説>

- 損害賠償の責任のみを規定する場合、追及する際に、損失を齎したことを証明する必要がある。それに対し、違約金を規定すれば、相手が違約行為があることを証明できれば、違約金を追及できるので、守約方にとって有利である。
- 違約金の金額について、本検証の内容やコストの負担、委託料の額等を考慮して約定できると考えるが、重大の違約行為、例えば、重要な営業秘密を漏洩して、大きな損失を齎す可能性がある。その際に、違約金では補償不足の損失部分について、損害賠償を求めることができる。

■ 13 条(解除)

第 13 条 甲または乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部または一部を解除することができる。

- ① 本契約の条項について重大な違反を犯した場合
- ② 支払いの停止があった場合または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合
- ③ 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- ④ 本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権の有効性を争った場合
- ⑤ その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

2 甲または乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約の全部または一部を解除することができる。

<JPO モデル契約書との相違点>

①条文について

- 追記・変更なし。

②解説について

- 不争条項に関するコメントを追記する。

<ポイント>

- ・ 契約解除に関する一般的規定である。

<解説>

不争条項と中国の関連規定

- 本条 4 号においては、本報告書および本検証遂行に伴い生じた知的財産権の有効性を争った場合には、契約を解除できることとしている(いわゆる不争条項)。
- 中国「技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する最高裁判所の解釈」第 10 条によれば、技術の譲受側が契約の目的である技術の知的財産権の有効性に対し異議を申し立てることを禁止する又は異議申立に条件を付加する条項(いわゆる不争条項)は、民法典 850 条の「技術の違法独占」に該当し、関係約定が無効であると判断されるおそれがあるが、本件契約の場合、技術移転がなく、双方がいずれも技術の譲受側ではないので、上記司法解釈の規定を適用しないと主張する余地がある。

参照：

中国「技術契約紛争事件審理の法律適用における若干問題に関する最高裁判所の解釈」第 10 条

下記の状況は、民法典 850 条の「技術の違法独占」に該当する。

- ① 契約対象技術の改良、又は改良した技術の使用を制限する条項、または双方は改良技術を交換する条件が平等ではない。一方が自ら改良した技術を無償で相手方に提供するよう要求し、お互いに有利な条件ではなく相手方に譲渡し、改良技術の知財権を無償で独占または共有することを含む。
- ② 他の供給先からの技術に類似し又は競合する技術の取得を制限する条項
- ③ 市場ニーズに基づき合理方式で契約対象技術の実施を妨害し、契約対象技術製品の製造数、品種、または販売価格、販売ルート、輸出市場に明らかに不合理的に制限することを含む。
- ④ 技術の実施にとって必須でない技術、原料、製品、設備またはサービス、人員の購入を要求する条項
- ⑤ 原材料、部品、製品または設備を購入するルートへの不合理な制限に係る条項
- ⑥ 技術の譲受側が契約の目的である技術の知的財産権の有効性に対し異議を申し立てることを禁止する又は異議申立に条件を付加する条項

- ・ スタートアップとしては、以下のようないわゆるチェンジオブコントロール条項(COC 条項)等により、M&A が本モデル契約の解除事由として定められると、M&A に先立つデューデリジェンスにおいてリスクとして評価されうる。

【解除事由としての COC 条項の例】

他の法人と合併、企業提携あるいは株主の大幅な変動により、経営権が実質的に第三者に移動したと認められた場合

＜解説＞

- ・ かかる条項が解除事由に含まれている場合は、これらの支障を説明した上で削除を求めることも検討を要する。
- ・ 事業会社より、スタートアップが競合企業に吸収合併されて秘密情報が競合にわたってしまうことを懸念してCOC条項の導入が求められる場合も考えられる。
- ・ その場合には、当該懸念を解消するべく、解除事由となる経営権の移転先を競合会社(具体的に会社名を列挙することも考えられる。)に限定した上でCOC条項を導入することも考えられる。

■ 14 条(期間)

第 14 条 本契約は、本契約の締結日から 6 か月または乙による本報告書の確認の完了日のいずれか早い日まで効力を有する。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 契約の有効期間を定めた一般的な条項である。

<解説>

- ・ 本モデル契約では、本報告書の確認の完了日(第 3 条第 4 項)を基準に有効期間を定めることとしつつも、事業会社が確認をしない限り、いつまでも契約が続いてしまうことが想定されることから、最長でも 6 か月を超えないこととしている。

■ 15 条(存続条項)

第 15 条 本契約が期間満了または解除により終了した場合であっても本契約第 3 条（本検証）第 7 項から第 10 項、第 5 条第 2 項（甲の義務）、第 6 条（共同研究開発契約の締結）、第 7 条（乙が甲に提供する資料等）第 2 項、第 8 条（対象データの管理）から第 12 条（損害賠償）、本条、第 16 条（準拠法および管轄裁判所）ならびに第 17 条（協議解決）の定めは有効に存続する。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 契約終了後も効力が存続すべき条項に関する一般的規定である。

■ 16 条(準拠法および管轄裁判所)

第 16 条 本契約に関する一切の紛争については、日本法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<変更オプション A : 被告地主義>

第 16 条 本契約に関する紛争については、甲(ケース1)/乙(ケース2)が被告となる場合は、日本国法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。乙(ケース1)/甲(ケース2)が被告となる場合は、中華人民共和国法を準拠法とし、●●人民法院を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<変更オプション B : 主に開発を行う場所>

第 16 条 本契約に関する紛争については、

(ケース1) 中華人民共和国法を準拠法とし、●●人民法院を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(ケース2) 日本国法を準拠法とし、●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

<JPO モデル契約書との相違点>

① 条文について

- 準拠法について、執行性を考慮して被告地主義等に基づくオプションを追加している。
- 仲裁条項を追記し、仲裁地としての香港の例示及び被告地主義等に基づくオプションを追加している。

② ポイント・解説について

- 準拠法、調停及び国際仲裁についての解説を追加している。

<ポイント>

- ・ 準拠法および紛争解決手続きに関して裁判管轄を定める条項である。

<解説>

- ・ クロスボーダーの取引も想定し、準拠法を定めている。
- ・ 紛争解決手段については、上記のように裁判手続きでの解決を前提に裁判管轄を定める他、調停や仲裁による場合もある。

- 中国企業と日本企業との共同開発であっても、JPO モデル契約書のように、日本国法を準拠法とし、日本の裁判所を管轄裁判所として約定することは、中国の法律規定に違反せず、有効な約定である。
- しかし、日本と中国の間では判決執行協力条約が存在しないため、日本裁判所による判決は中国で強制執行できない。よって、契約紛争について、日本の判決を中国で執行できない虞があることを留意すべきであり、好ましいとは言えない。
- したがって、オプション1として、被告地主義の条項を追加した。
- また、オプション2として、本研究について、主にY社(乙)の場所で進める前提であれば、契約の履行地と密接関係地はY社の所在地であると考え。証拠収集、訴訟便利と判決執行の面から、Y社の所在地裁判所を管轄地とする約定するとも考えられる。
- なお、日本国法を準拠法とする場合であっても、本契約の履行などは中国の強制法律法規を違反することはできない。例えば、技術輸出入に該当するため、中国の「技術輸輸入管理条例」などの法律法規を遵守しなければならない。

【変更オプション条項:仲裁条項例】

<変更オプションA:第三国・地域>

第 16 条 本契約に関する一切の紛争については、日本国法を準拠法とし、(仲裁機関名:(例)香港国際仲裁センター)に付託し、(仲裁規則:(例)香港国際仲裁センターの仲裁規則、UNCITRAL 仲裁規則など)に従って、仲裁地として(都市名:(例)中国香港特別行政区)において仲裁により終局的に解決されるものとする。手続言語は英語とする。

<変更オプションB:被告地主義>

第 16 条 本契約に関する一切の紛争については、甲(ケース1)/乙(ケース2)が被申立人となる場合は、日本国法を準拠法とし、(仲裁機関名:日本の仲裁機関名)に付託し、(仲裁規則:前記仲裁機関の仲裁規則、UNCITRAL 仲裁規則など)に従って、仲裁地として日本国東京都において仲裁を行うものとし、手続言語は日本語とする。乙(ケース1)/甲(ケース2)が被申立人となる場合は、中華人民共和国家を準拠法とし、(仲裁機関名:中国の仲裁機関名)に付託し、(仲裁規則:前記仲裁機関の仲裁規則、UNCITRAL 仲裁規則など)に従って、仲裁地として中華人民共和国●●市において仲裁を行うものとし、手続言語は中国語とする。いずれの場合も仲裁により終局的に解決されるものとする。

<変更オプションC:主に開発を行う場所>

第 16 条 本契約に関する一切の紛争については、

(ケース1) 中華人民共和国家を準拠法とし、(仲裁機関名:中国の仲裁機関)に付託し、(仲裁規則:前記仲裁機関の仲裁規則、UNCITRAL 仲裁規則など)に従って、仲裁地として中華人民共和国●●市において仲裁により終局的に解決されるものとする。手続言語は中国語とする。

(ケース2) 日本国法を準拠法とし、(仲裁機関名:日本の仲裁機関)に付託し、(仲裁規則:前記仲裁機関の仲裁規則、UNCITRAL 仲裁規則など)に従って、仲裁地として日本国東京都において仲裁により終局的に解決されるものとする。手続言語は日本語とする。

<ポイント>

- 紛争解決手続きとして仲裁を指定する条項である。

<解説>

- 仲裁手続きは、裁判と比べて非公開・迅速などのメリットもあることから、スタートアップのような事案では、本条に変えて仲裁条項に変えるという選択肢もある。

- 紛争の解決方法としては、訴訟か仲裁を選ぶことができるが、訴訟は裁判所で、仲裁は仲裁機関で審議するが、それぞれメリット・デメリットがある。
- 訴訟：メリットとしては、一裁終局ではなく、控訴や上訴が可能であるので、不利な一審結果があれば、またチャンスがある。最終結果の公平性などを確保できる。デメリットとしては、時間と費用が掛かるが、日中間、判決の承認と執行に関する協力条約がまだないので、日本/中国裁判所の判決は中国/日本で執行できない。
- 仲裁：メリットとしては、一裁終局なので、より迅速であり、また裁判と比べて非公開である。しかも、日中間、仲裁裁決の承認と執行に関する協力条約があるので、日本/中国仲裁機構の裁決は中国/日本で執行できる。デメリットとしては、一裁終局なので不利な仲裁裁決が出て不服申立てができない。
- 仲裁地と仲裁機構の選択について、外国の仲裁機関による紛争解決を約定することは中国法に違反しない。日本の判決は中国で執行できないが、日中両国はニューヨーク条約（外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約）の締約国であるため、日本など外国の仲裁裁決について、中国の裁判所に執行を申請できる。よって、執行性に鑑みれば、仲裁を約定することは、訴訟の約定よりメリットがある。
- なお、日本国法を準拠法とした場合、一方当事者が中国で訴訟を提起しようとする場合、他方当事者は仲裁条項があるとの理由で管轄権異議を提出できる。その際に、中国の裁判所は仲裁条項が有効であるかどうかを審査するが、仲裁条項有効性の準拠法（契約紛争の実体準拠法ではなく仲裁合意準拠法）に関する明確の約定がなければ、約束した仲裁地の法律に基づき判断し、仲裁地を明確に約定しない場合、裁判地の法律に基づき判断する。
- よって、仲裁地を明確に約定することは重要であり、かつ、仲裁地の法律に基づき、同仲裁条項が有効であることを確保することも重要である。

(次頁に続く)

- 仲裁地については、日本、中国（例えば、北京、上海）、被告地主義などの他、公平性を期待できる第三国・地域を仲裁地とすることも想定すべきである。中国内地の仲裁機構による裁決は中国で強制執行する際に、外国仲裁機構による裁決の執行より便利である。また、アジア地域における国際仲裁の実績は香港及びシンガポールの評価が高い。
- このうち香港については、仲裁判断の執行について中国で「最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的安排」（2000年）及び「最高人民法院关于内地与香港特别行政区相互执行仲裁裁决的补充安排」（2020年）が定められ、2021年の中国十四次五か年計画において「香港を国際紛争解決センター」とする方向性が示されており、中国との国際紛争解決において、香港の仲裁機関を選択し、香港を仲裁地とすることは一考に値する（下記参照）。ただし、中国内地の裁決の執行手続きと比べれば多少複雑となる。

（参照）JETRO 地域・分析レポート

「グローバルな知財紛争解決に「香港仲裁」の魅力」（2022年2月8日）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2022/ef2bb3bd14e4aca6.html>

- なお、仲裁地（seat of arbitration）とは、仲裁判断が下されたとみなされ、かつ仲裁手続きを監督し、仲裁に関連して提起された訴訟を受理する権利などの管轄権を有する裁判所の所在する場所であり、仲裁の審理手続きなどが実際に行われる場所（venue of arbitration）や、仲裁を管理する仲裁機関（arbitral institution）とは、異なる概念であることに注意されたい。
- オプションでは、主に仲裁地について着目し、A:第三国・地域（香港等を想定）、B:被告地主義、C:主に開発を行う場所としたが、これ以外にも、準拠法・手続言語・仲裁機関・仲裁人の人数や国籍（本条項案では定めていない）等についても仲裁条項の交渉対象となりうる。
- 例えば準拠法について、オプション A では日本国法としたが、本件が知的財産権に関連する契約であることを踏まえると、主な紛争対象となる知的財産権の発生根拠となる国・地域の法律を準拠法とすること、つまり、仲裁地を第三国・地域としつつもオプション B や C のように準拠法のみを被告地主義や主に開発を行う場所（契約履行地や証拠収集の観点）に基づいた条項とすることも一案である。
- 仲裁規則については、仲裁機関の規則もしくは UNCITRAL（国連国際商取引法委員会）仲裁規則を用いることが一般的である。

■ 17 条(協議解決)

第 17 条 本契約に定めのない事項または本契約の解釈についての疑義が生じた場合、甲乙にて協議の上、解決する。協議を経ても解決できない場合、何れかの当事者は前条に従い、紛争解決を求めることができる。

<JPO モデル契約書との相違点>

① 条文について

- 協議を経ても解決できない場合に前条での紛争解決手続きに進むことを明確化している。

② ポイント・解説について

- 協議と紛争解決手続きの関係について解説している。

<ポイント>

- ・ 紛争発生時の一般的な協議解決の条項である。

<解説>

- 通常、本契約に定めのない事項または疑義が生じた事項がある場合、まずは当事者双方の協議で解決する。そして、協議によって解決できない場合には、準拠法を利用して、法的アクションを通じて解決することになる。よって、第 17 条と第 16 条の順番を変更することも考えられる。

■ その他の追加オプション条項

■ 再委託

第●条 甲は、乙が書面等によって事前に承認した場合、本検証にかかる業務の一部を第三者（以下「委託先」という。）に再委託することができる。なお、乙が上記の承諾を拒否するには、合理的な理由を要する。

2 前項の定めに従い委託先に本検証にかかる業務の一部を委託する場合、甲は、本契約における自己の義務と同等の義務を、当該委託先に課す。

3 甲は、委託先による業務の遂行について、乙に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負う。ただし、乙の指定した委託先による業務の遂行については、甲に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わない。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 本検証にかかる業務の再委託の可否および再委託がなされた場合のスタートアップの責任について定める条項である。

<解説>

- ・ 再委託の可否については、再委託について事業会社の事前承諾を要するパターンと再委託先の選定について原則としてスタートアップの裁量により行えるパターンが考えられる。
- ・ 技術検証(PoC)においては、スタートアップ自身の技術力に着目して契約が締結されることや、事業会社が提供する資料等の取扱いについて事業会社のコントロールを及ぼすという観点から、本モデル契約では、再委託について事業会社の事前同意を必要としている。

■ 契約内容の変更

第●条 本検証の対象が想定外に拡大した等の事情により、検証期間、委託料等の契約条件の変更が必要となった場合、甲または乙は、相手方に当該変更の要否についての協議を書面等で申し出るものとし、当該申し出を受けた当事者は、速やかに当該協議に応じるものとする。

2 前項の協議に基づき、本契約の内容の一部変更をする場合、甲および乙は、当該変更内容が記載された変更契約を書面等で締結する。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 想定外の事態が生じた場合に、契約内容の変更について協議をすることおよび契約内容を変更することとなった場合の手続について定める条項である。

契約言語

本契約締結の証として、中国語と日本語でそれぞれ本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自それぞれ 1 通を保有する。日本語版、中国語版のいずれも正本とする。ただし、両言語版で解釈等につき相違が発生した場合は、日本語版に従う。

<解説>

- 日中企業間の契約として、契約の言語、効力について約束することもある。将来紛争解決の必要性に応じて、実効性のある契約書を締結するのであれば、お互いの母国語である「日本語及び中国語で契約書を締結することが、最も適切と考える。両言語で契約を締結する場合、どちらを正本とするか、何れも正本となる場合、どちらを準することを明確に約定したほうがよい。

参照：

日本の「民事訴訟規則」第 138 条 1 項

「外国語で作成された文書を提出して書証の申出をするときは、取調べを求める部分について、その文書の訳文を添付しなければならない。」

中国の「民事訴訟法の適用に関する解釈」第 527 条 1 項

「当事者が人民法院に提出する書面の資料が外国語である場合、同時に人民法院に中国語翻訳文を提出しなければならない。」

■ 権利義務の譲渡の禁止

第●条 甲および乙は、互いに相手方の事前の書面等による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせもしくは担保に供してはならない。

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

<ポイント>

- ・ 契約上の地位については相手方の承諾なく譲渡できないとする一般的な規定である。

年 月 日

甲

乙

(別紙 1:本検証)

(1) 作業体制



(2) 作業内容および役割分担

【記載例】ア

甲

- ① 対象データにアノテーションを行うことによる学習用データセット作成
 - ② 甲が本契約締結前から保有する学習済みモデルに学習用データセットを用いた学習を行うことによる学習済みモデルのプロトタイプ生成・精度向上
 - ③ ②で生成したプロトタイプを用いた姿勢推定精度の評価および当該評価を踏まえた本報告書の作成イ 乙
- ① 対象データの収集及び甲への提供
 - ② ア③の評価に対する協力

(3) 検証期間



<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。

(別紙 2:対象データ)

(1)データの概要

(例)介護施設に乙がカメラを設置したうえで撮影した動画データ。当該動画データについては、乙において個人情報が含まれない形に匿名加工を行うか、あるいは撮影対象である被介護者本人から第三者提供に関する同意を取得するなど個人情報保護法上に定められている手続を履践するものとする。

(2)データの項目

(3)データの量

(4)データの提供形式

<JPO モデル契約書との相違点>

- 追記・変更なし。